

「日本体力医学会健康科学アドバイザー」称号贈呈内規

平成 23 年 9 月 15 日 理事会承認

第 1 条 日本体力医学会の今後の発展のため、本学会への貢献が大であった会員に対して本称号を贈呈する。

第 2 条 本称号贈呈の対象となる候補者は、本学会会員であり、且つ 6 年以上理事の役職に在った者とする。

第 3 条 本称号の贈呈は、理事長の推薦により理事会の議を経て決定し、総会で報告されるものとする。

第 4 条 本称号贈呈者の称号登録更新は行わない。但し、称号の名称を「日本体力医学会名誉健康科学アドバイザー」とする。

第 5 条 既に日本体力医学会健康科学アドバイザーの称号を取得している者にも、本称号は贈呈されるものとする。

(附則)

1. この内規の改定は理事会の議決を要する。
2. この内規は平成 23 年 9 月 16 日より施行される。